

有明ひまわりセンター 維持管理計画

項目	基準	計画	
一	施設へのごみの投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。	自動燃焼制御装置により給じん装置や各ストローカ速度を制御することで焼却炉へのごみの投入量が処理能力を超えないようにします。	
二	イ	ピット・クレーン方式によって燃焼室にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合すること。	ごみクレーンによりピット内を攪拌し、ごみ質の均一化を図ります。
ロ	燃焼室へのごみの投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。ただし、第四条第一項第七号イの環境大臣が定める焼却施設にあっては、この限りでない。	ごみホッパではごみクレーンで投入されたごみにより、燃焼室と外気を遮断します。また、給じん装置により定量ずつ連続的にごみを燃焼室内へ供給します。	
ハ	燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏 800 度以上に保つこと。	自動燃焼制御装置により、燃焼室出口温度を摂氏 850 度以上に維持します。また、燃焼室内の温度が低下した場合には、助燃バーナおよび再燃バーナを使用して燃焼室内温度を保持します。	
ニ	焼却灰の熱しゃく減量が 10%以下になるように焼却すること。ただし、焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないよう使用する場合にあっては、この限りではない。	熱しゃく減量が 5%以下になるように焼却します。	
ホ	運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。	助燃バーナおよび再燃バーナにより速やかに昇温します。	
ハ	運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くすこと。	炉内燃焼状況をモニターで確認しながら助燃バーナを作動させ、炉内のごみが燃え尽きるまで燃焼させます。	
ト	燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	燃焼室内の燃焼ガス温度を温度計により連続的に測定し、記録します。	
チ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏 200 度以下に冷却すること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏 200 度以下に冷却することができる場合にあっては、この限りでない。	ボイラおよびエコノマイザによりろ過式集じん器入口温度を摂氏 200 度以下に冷却します。	

項目	基準	計画
リ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度（子のただし書の場合にあっては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録すること。	ろ過式集じん器入口温度を温度計により連続的に測定し、記録します。
ヌ	冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。	過熱器およびエコノマイザに堆積したばいじんは、ダスト払い落とし装置（蒸気噴射式および打撃式）により自動で除去します。また、ろ過式集じん器に堆積したばいじんは、パルスジェットにより自動で除去します。なお、各設備においては、状況に応じて定期補修工事時にばいじんの除去作業を行います。
ル	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が 100 万分の 100 以下となるようにごみを焼却すること。ただし、煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の発生抑制のための燃焼に係る維持管理の指標として一酸化炭素の濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設であって、当該排ガス中のダイオキシン類の濃度を、3 月に 1 回以上測定し、かつ、記録するものにあつては、この限りでない。	自動燃焼制御装置により、排ガス中一酸化炭素濃度を 1 時間平均値にて 30ppm 以下となるようにごみを焼却します。
ヲ	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素を自動測定機により連続的に測定し、記録します。
ワ	<p>煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が別表第三の上欄に掲げる燃焼室の処理能力に応じて同表の下欄に定める濃度以下となるようにごみを焼却すること。</p> <p>【別表第三】 4t/h 以上もの…0.1ng-TEQ/m³N、2t/h 以上 4t/h 未満のもの…1ng-TEQ/m³N、2t 未満のもの…5ng-TEQ/m³N ダイオキシン類の濃度は、環境大臣が定める方法により算出されたものとする。</p>	自動燃焼制御装置および排ガス処理設備により、煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類濃度を、0.1ng-TEQ/m ³ N 以下（乾きガス基準 O ₂ =12%換算値）となるようにごみを焼却します。

項目	基準	計画
カ	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年1回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。	ダイオキシン類濃度は年1回、ばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）は6ヶ月に1回測定し、記録します。
コ	排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	消石灰および活性炭の煙道吹込みによる有害ガス除去設備、ろ過式集じん器を設置することで適正な排ガス処理を行います。
ク	煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	(当該施設は該当しない)
ケ	ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。ただし、第四条第一項第七号チのただし書の場合にあっては、この限りでない。	ろ過式集じん器で捕集されたダストは、ばいじんとして飛灰貯留槽にて貯留します。なお、焼却灰は灰ピットにて貯留します。
コ	ばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合にあっては、灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つこと。	(当該施設は該当しない)
ク	ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあっては、焼成炉中の温度を摂氏千度以上に保つとともに、焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	(当該施設は該当しない)
ケ	ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。	飛灰処理装置（混練機）を設置し、ばいじん・薬剤および水を均一に混合します。
ナ～ケ		(当該施設は該当しない)
フ	火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。	法令に準じた火災報知器、消火器等の各種消火設備を設置し、火災の発生を防止します。
三～九	(略)	(当該施設の技術的項目でないため省略)

項目	基準	計画
十	ごみの飛散及び悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。	施設建屋内のごみピットにごみを貯留し、施設稼働時にごみピット内空気を燃焼用空気として用い、ごみピット内に浮遊する粉じんおよび悪臭の発散を防止します。また、ごみ投入扉およびプラットホーム出入口にはエアカーテンを設けて臭気の漏洩を抑制します。なお、休炉時には脱臭装置を稼働させ、ごみピットおよびプラットホーム内の空気を処理することで悪臭の発散を防止します。
十一	蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。	発生源となるごみピットを密閉構造とすることで、蚊、はえ等が外部へ飛散しない構造としているほか、万が一発生した場合を考慮して防虫剤を散布できるようにしています。
十二	著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。	著しい騒音および振動を伴う機器については、防音対策・振動対策を実施し、周囲の生活環境を損なわないものとします。
十三	施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとする。	プラント排水は排水処理設備にて適正な処理を行い、下水道施設（柳川浄化センター）へ放流します。
十四	前各号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講じ、定期的に機能検査並びにばい煙及び水質に関する検査を行うこと。	日常点検および定期的な補修整備を実施し、設備機能の保持に努めます。また、ばい煙および水質については定期的な測定を行います。
十五	市町村は、その設置に係る施設の維持管理を自ら行うこと。	施設の維持管理は運営委託を行い、有明生活環境施設組合の指揮・監督のもと、タクマ・タクマテクノス特定運營業務共同企業体にて行います。
十六	施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置（法第二十一条の二第一項に規定する応急の措置を含む。）の記録を作成し、3年間保存すること。	点検・定期整備等で得た各機器計測データ、運転データ等を記録し、3年間保存します。